

「むら研究会」基金若手研究活動補助の申請審査基準

- ・若手研究者の学会に係る研究会合参加に要する経費について、支援の対象となるのは原則として参加旅費とする。
- ・他学会・機関の補助金や助成金等の同時申請は認めない。

※若手グループ支援活動について

グループ活動の際の個別の助成について

- ・グループ活動に参加するために、個々人が個別に交通費などの助成を申請した場合、規約に即して認める。申請は参加者が個別に行う。
- ・支給金額は「若手研究者の学会に係る研究会合参加に要する経費の配分執行細則」第3に即して決定する。例えば学会大会参加後に若手グループ活動に参加する場合は、「(1) 学会全国大会における発表」15,000円もしくは「(2) 学会全国大会への参加」10,000円を上限の支給金額とする。若手グループ活動のみの参加の場合は、「(3) 前条第1号(3)の配分額は、申請内容に応じて委員会がこれを決定する」に即して、その都度委員会で審議する。

助成金額の決定

- ・申請の都度に委員で相談し、申請内容から妥当な金額を決定する。

支出項目の中で助成可能な範囲

- ・交通費、会議室・機器等のレンタル費用、その他必要と認められるものと規定する。

必要な提出書類

- ・提出書類は金額の根拠となる書類、参加者の名簿、と規定する。
- ・公共交通機関以外の経費については原則として領収書を提出する。証拠書類は電子データでの提出を認める。

同じグループ活動についての助成の申請回数

- ・上限は定めないが、委員会で適宜判断する。

事前申請について

- ・活動の計画段階で申請代表者が委員会に一度相談することを必須とする。

支給時期

- ・申請書類提出後、適宜対応する。

活動実施のプロセスの確認

- ・申請代表者は活動の概要や成果等を研究通信で報告する。